

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第12号

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年大和市条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬、期末手当等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の職及び報酬の額)

第2条 条例第4条第1項及び第2項の規定により報酬を受ける会計年度任用職員の職及び報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給日等)

第3条 条例第5条第1項の規則で定める日は、毎月15日とする。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大和市条例第2号）第9条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、これを繰り上げることができる。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者が特に必要があると認めるときは、別に定める日を支給日とすることができる。

3 報酬が日額又は時間額で定められている会計年度任用職員の報酬は、会計年度任用職員勤務実績報告書に基づき支給する。

(死亡した会計年度任用職員の報酬)

第4条 大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第18号。以下「給与条例施行規則」という。）第6条の規定は、死亡した会計年度任用職員の報酬について準用する。

(勤務1時間当たりの報酬額算出の基礎となる報酬額等)

第5条 条例第6条に規定する勤務1時間当たりの報酬額の算出の基礎となる報酬額は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定により減給処分を受けている場合又は条例第7条の規定により報酬額を減額された場合においても当該会計年度任用職員が本来受けるべき報酬額とする。

(報酬の減額)

第6条 条例第7条に規定する勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大和市規則第 号）別表第3に規定する休暇による場合
- (2) 大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年大和町条例第5号）第2条の規定により職務に専念する義務を免除された場合
- (3) 大和市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年大和市条例第30号）第2条第1号に規定する場合で勤務しないことについて承認があった場合

2 前項第2号に掲げる場合に係る承認があった場合において、会計年度任用職員が国又は地方公共団体等の事務に従事したことに対して報酬を受けたときは、当該承認がなかったものとみなして条例第7条の規定により減額した報酬を支給するものとする。

3 条例第7条の規定により報酬を減額する場合においては、報酬の減額の基礎となる勤務しない時間数は、その月の全時間数によって計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときはこれを1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てるものとする。

(端数計算)

第7条 条例第6条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び条例第9条の規定により勤務1時間につき支給する割増報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 条例第7条の規定により減額すべき金額又は日割計算した報酬等に1円未満の端数が生じたときは、報酬の種類ごとにその端数を切り捨てるものとする。

(通勤手当相当額報酬の支給等)

第8条 通勤手当相当額報酬の支給開始月は、会計年度任用職員が大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号。以下「給与条例」という。）第15条第1項各号に掲げる通勤手当を支給する職員の要件（次項において「支給要件」という。）を具備するに至った場合においては、その日の属する月とする。

2 通勤手当相当額報酬の支給終了月は、任用期間が満了する日の属する月とする。ただし、通勤手当相当額報酬の支給を受けている会計年度任用職員が、支給要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月とし、離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が

離職し、又は死亡した日の属する月とする。

3 前2項に定めるもののほか、会計年度任用職員に支給する通勤手当相当額報酬については、給与条例施行規則第24条から第30条（第29条第1項を除く。）までの規定を準用する。この場合において、第27条の2第1項第2号中「通勤21回分（交替制勤務に従事する職員及び短時間勤務職員にあっては、平均1か月当たりの通勤所要回数分）」とあるのは「1か月の通勤所要回数分」と、第28条中「平均1か月」とあるのは「1か月」と、第28条の4第1項中「第2条に規定する給料」とあるのは「翌月の大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和2年大和市規則第 号。以下「会計年度任用職員報酬規則」という。）第3条に規定する報酬」と、第29条の2第3項中「給与」とあるのは「報酬」と、第29条の3第2項中「大和市職員の定年等に関する条例（昭和59年大和市条例第8号）第2条の規定による退職その他の離職」とあるのは「離職等」と、第29条の4第1項中「第29条第1項」とあるのは「会計年度任用職員報酬規則第8条第1項」と、同条第2項中「月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）」とあるのは「月」と読み替えるものとする。

（割増報酬の支給割合等）

第9条 条例第9条第1項本文の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第9条第1項第1号に掲げる勤務（次号に掲げる勤務を除く。） 100分の125

(2) 条例第9条第1項第1号に掲げる勤務のうち休日に行うもの及び同項第2号に掲げる勤務  
100分の135

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める期間は、給与条例施行規則第30条の2第2項に規定する期間とする。

3 条例第9条第4項の規則で定める額は、給与条例施行規則第33条に規定する宿日直手当の額とする。

4 給与条例第25条第1項の規定は、会計年度任用職員に支給する割増報酬について準用する。

（時間外割増報酬の支給）

第10条 条例第9条第1項及び第2項の規定による割増報酬（以下「時間外割増報酬」という。）の支給については、時間外勤務等命令票に記載された時間を基礎として行うものとする。

2 時間外割増報酬の支給の基礎となる勤務時間は、その月の全時間数（時間外割増報酬のうち、支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとする。この場合において、支給割合ごとの時間数に1時間未満の端数を生じた

ときは、その端数が30分以上のときはこれを1時間とし、30分未満のときはこれを30分とするものとする。

(公務旅行中の時間外割増報酬)

第11条 公務により旅行中の会計年度任用職員は、その旅行期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、旅行目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことをあらかじめ命ぜられた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるものについては、時間外割増報酬を支給することができる。

(期末手当の支給を受ける会計年度任用職員)

第12条 条例第10条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすこととする。

(1) 基準日(給与条例第22条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。)に在職していること(基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合(給与条例第27条第5項本文の規定の適用を受ける職員並びにその退職し、又は死亡した日において給与条例施行規則第35条第1号から第4号まで及び第9号のいずれかに該当する職員並びに給与条例施行規則第36条第1項第2号及び第3号に掲げる職員である場合を除く。)を含む。))。

(2) 給与条例施行規則第35条第1号から第4号まで及び第9号のいずれにも該当しないこと。

(3) 任期の定めが6か月以上であること(当該任用においては6か月に満たないが、次のいずれかに該当することにより6か月以上となる者を含む。))。

ア 当該会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6か月以上に至った場合

イ 当該会計年度における任期の定めと、前会計年度(12月2日から3月31日までの期間に限る。)における会計年度任用職員又は給与条例の適用を受ける職員としての任期の定めとの合計が6か月以上に至った場合(6月1日に在職する会計年度任用職員に対して支給する場合に限る。)

(4) 当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上であること。

2 給与条例施行規則第37条の規定は、期末手当の支給を受ける会計年度任用職員の退職の取扱いについて準用する。

(期末手当基礎額)

第13条 条例第10条第1項の規則で定める報酬の額(次項において「期末手当基礎額」という。)

は、月額により報酬が定められている会計年度任用職員にあつては、報酬の月額とし、日額又は

時間額で報酬が定められている会計年度任用職員にあつては、当該職員の受ける報酬額を月額に換算した額とする。

2 期末手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(期末手当に係る在職期間等)

第14条 給与条例施行規則第38条(第2項第2号、第3号及び第6号を除く。)から第39条の7までの規定は、会計年度任用職員に支給する期末手当に係る在職期間及び一時差止処分について準用する。この場合において、第38条第1項中「条例第22条第2項」とあるのは「大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年大和市条例第4号。以下「会計年度任用職員報酬条例」という。)第10条第1項において準用する条例第22条第2項」と、「の適用」とあるのは「又は会計年度任用職員報酬条例の適用」と、同条第2項第1号中「第35条第3号から第5号まで」とあるのは、「第35条第3号及び第4号」と、第39条第1項中「条例」とあるのは「会計年度任用職員報酬条例」と、同条第2項中「前条第2項及び第3項」とあるのは「前条第2項第4号及び第5号」と、第39条の2第1項中「条例第22条の2」とあるのは「会計年度任用職員報酬条例第10条第1項において準用する条例第22条の2」と、同項及び同条第2項中「条例の適用」とあるのは「会計年度任用職員報酬条例の適用」と、第39条の3、第39条の5及び第39条の7中「条例」とあるのは「会計年度任用職員報酬条例第10条第1項において準用する条例」と読み替えるものとする。

(期末手当の支給日)

第15条 期末手当の支給日は、それぞれの基準日から起算して30日を超えない範囲内において市長が定める日とする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

番号	会計年度任用職員の種類	報酬の額	
		時間額	円
1	事務補助員	時間額	1,018
2	宿日直	時間額	1,133
3	市民相談員	時間額	1,769
4	消費生活相談員	時間額	1,810
5	建築紛争相談員	日額	20,000
6	市民生活安全相談員	時間額	2,101
7	国民健康保険レセプト点検員	時間額	1,261
8	国民年金相談員	時間額	1,261
9	安全安心指導員	時間額	2,112
10	塵芥収集補助員	時間額	1,240
11	路上喫煙防止対策員	時間額	1,500
12	電気保守補助員	時間額	1,240
13	車両整備補助員	時間額	1,240
14	事業系廃棄物適正処理指導補助員	時間額	1,240
15	中国残留邦人等支援相談員	時間額	1,560
16	健康運動指導士	日額	7,560
17	歯科衛生士	時間額	1,854
18	住宅改修等訪問指導員	日額	27,000
19	介護支援専門員	時間額	1,600
20	要介護認定調査員	時間額	1,718
21	介護予防訪問指導員	日額	9,560
22	介護予防運動指導員	日額	22,500
23	看護師	時間額	1,573
24	生活保護特別相談員	時間額	1,961
25	生活保護医療扶助指導員	時間額	1,824
26	生活保護就労支援員	時間額	1,569
27	婦人相談員	時間額	1,594
28	こども支援員	時間額	1,594
29	母子・父子自立支援員	時間額	1,707

30	保育士	時間額	1, 160
31	託児員	時間額	1, 060
32	調理補助員	時間額	1, 018
33	用務員	時間額	1, 018
34	保健師	時間額	1, 640
35	助産師	時間額	1, 640
36	管理栄養士	時間額	1, 640
37	心理相談員	時間額	2, 656
38	低体重児発達相談員	日額	13, 500
39	家庭相談員	時間額	1, 594
40	心理発達支援員	時間額	2, 656
41	機能訓練支援員	日額	27, 000
42	放課後児童支援員主任支援員	時間額	1, 302
43	放課後児童支援員副主任支援員	時間額	1, 235
44	放課後児童支援員	時間額	1, 168
45	放課後児童補助支援員	時間額	1, 060
46	文化財調査主任	時間額	2, 593
47	文化財調査副主任	時間額	1, 477
48	文化財調査員	時間額	1, 293
49	市史・文化財補助調査員	時間額	1, 110
50	海外友好都市交流事業事務員	時間額	1, 800
51	交通安全教育員	時間額	1, 305
52	交通安全巡視員	時間額	1, 467
53	通学指導員	時間額	1, 125
54	非常勤講師	時間額	2, 340
55	少人数指導等非常勤講師	時間額	2, 020
56	学校給食調理補助員	時間額	1, 018
57	日本語指導巡回教員	時間額	2, 020
58	日本語教育アドバイザー	時間額	2, 340
59	外国人児童生徒支援コーディネーター	時間額	2, 340
60	英語指導助手	時間額	2, 774
61	外国語活動指導助手	時間額	2, 500

6 2	特別支援教育相談員	時間額	1, 9 1 9
6 3	特別支援教育ヘルパー	時間額	1, 0 1 8
6 4	特別支援教育スクールアシスタント	時間額	1, 1 0 0
6 5	学校司書	時間額	1, 1 0 0
6 6	中学校学習支援コーディネーター	時間額	2, 0 2 0
6 7	中学校学習支援員	時間額	1, 1 0 0
6 8	放課後寺子屋やまとコーディネーター	時間額	2, 3 0 0
6 9	放課後寺子屋やまと学習支援員	時間額	1, 1 0 0
7 0	放課後子ども教室チーフパートナー	時間額	1, 0 6 0
7 1	放課後子ども教室パートナー	時間額	1, 0 1 8
7 2	教育史担当員	時間額	1, 3 9 7
7 3	教育相談アドバイザー	日額	3 0, 0 0 0
7 4	スクールソーシャルワーカー	時間額	2, 6 5 6
7 5	青少年心理カウンセラー	時間額	2, 6 5 6
7 6	教育相談員	時間額	1, 9 1 0
7 7	青少年街頭指導員	時間額	1, 9 1 0
7 8	教育支援教室指導員	時間額	1, 9 1 0
7 9	不登校児童生徒支援員	時間額	1, 1 0 0